

食品営業許可（更新）申請手続き

令和7年(2025年)4月1日から各区保健所分室は広島市保健所(中区富士見町)に統合されます。更新手続きは以下の手順により行ってください。

1 保健所職員が事前に施設調査や継続確認を行います



2 ①～③いずれかの方法で、申請手続きを行ってください

(申請時期の具体例)営業許可証有効期間が「平成37年4月末日」であれば、手続き申請は令和7年(2025年)4月1日～30日に行ってください(23日までを目安にお早めに)

申請方法

地図詳細はこちら⇒



窓口申請

① 広島市保健所窓口(中区富士見町) ※現金のみ

駐車場は駐車台数に限りがあり、令和7年(2025年)4月から各区保健所分室の窓口が保健所に統合することから、大変な混雑が予想されます。できる限り公共交通機関をご利用ください。

② 各区役所等での臨時受付窓口 ※現金のみ
事前予約制 (日程は裏面記載)

電子申請

③ オンライン申請・電子決済 ※領収証は発行できません

※クレジットカード、PayPay、d払い、auPAY 対応

(対象)「**食品衛生申請等システム**」により申請されたもの

(詳細は裏面記載)



3 更新申請・手数料納付を確認後、

原則、広島市保健所の窓口にて許可証を発行します

郵送希望の場合は、申請時に140円切手付き返信用封筒(A4サイズが折らずに入る大きさ)に送付先を記入し、お持ちください

※新規申請の場合は、広島市保健所(中区富士見町)までご相談ください
代表者変更・屋号変更等がある場合は、職員にお問い合わせください

② 臨時受付窓口での申請 (事前予約制)

全日程の開設時間は10:00～14:00

事前予約受付:

4月1日から **082-545-3711** (受付時間:9:00～16:00)

(※各日程の予約期限は、開設日の2営業日前まで)

場所		日程
①	東区総合福祉センター 2階 会議室	4/10(木)、5/8(木)、6/12(木)
②	南区役所 2階 2—2 会議室	4/11(金)、5/9(金)、6/13(金)
③	西区役所 3階 第3 会議室	4/21(月)、5/19(月)、6/23(月)
④	安佐南区役所 3階	第7会議室 4/9(水)、4/23(水)
		第6会議室 5/14(水)、5/27(火)、6/10(火)、6/24(火)
⑤	安佐北区役所 1階 保健所分室跡地(広島銀行隣)	4/8(火)、4/15(火)、5/13(火)、5/20(火) 6/3(火)、6/17(火)
⑥	安芸区役所 1階 相談室	4/3(木)、4/18(金)、5/15(木)、5/22(木) 6/6(金)、6/19(木)
⑦	佐伯区役所 1階 相談室	4/7(月)、4/16(水)、5/7(水)、5/21(水) 6/4(水)、6/18(水)

場所④、⑤、⑥、⑦は水質検査の受付も行います

(採水容器の受け取りは、電話予約時に臨時受付窓口利用と併せてお申し込みください)

③ オンライン申請・電子決済 利用手順 (2025年4月利用開始)

1. 「**食品衛生申請等システム**」によるオンライン申請(事前に利用者登録が必要です)

※オンライン申請後、保健所から今後の手続きをご案内させていただきます



◀「食品衛生申請等システム」

リンク先はこちら

問い合わせ先 広島市保健所(広島市健康福祉局保健部)食品保健課
広島市中区富士見町11番27号
TEL:082-241-7434